

## 滋賀県養育費履行確保等事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、養育費の取決めおよび同内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るため、養育費の取決めを行うひとり親等に対し、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費について、予算の範囲内で滋賀県養育費履行確保等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するものほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定める。

- (1) ひとり親等 養育費の取決め対象となる児童を現に扶養しているひとり親、または離婚協議中であって離婚後に養育費の取決め対象となる児童を扶養する予定の者をいう。
- (2) 児童 申請時点で20歳に満たない者をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、申請時において滋賀県内の町に住所を有するひとり親等が負担する次に掲げる経費とする。

- (1) 公正証書の作成等に係る経費（以下「公正証書作成等経費」という。）
- (2) 離婚後における養育費請求調停（養育費増額請求調停を含む。）の申立等に係る経費（以下「養育費請求調停申立等経費」という。）
- (3) 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費（以下「養育費保証契約締結経費」という。）
- (4) 未払の養育費に係る強制執行の申立等に係る経費（以下「養育費強制執行申立等経費」という。）
- (5) 弁護士会または法務大臣の認証を受けた裁判外紛争解決手続（以下「ADR」という。）事業者が実施するADR（離婚後における養育費の取決めに係るものに限る。）の申立等に係る経費（以下「ADR申立等経費」という。）

### (補助対象者、補助対象経費および補助上限額)

第4条 補助対象者、補助対象経費および補助上限額は、補助区分ごとに別表1から別表5までに定める。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助区分に応じて当該各号に定める期日までに、滋賀県養育費履行確保等事業補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(1) 公正証書作成等経費補助

公正証書等を作成した日の翌日から起算して6月以内

(2) 養育費請求調停申立等経費補助

裁判所において養育費請求調停申立が受理された日の翌日から起算して6月以内

(日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）から実費の立替えを受けている場合にあっては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して6月以内)

(3) 養育費保証契約締結経費補助

養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6月以内

(4) 養育費強制執行申立等経費補助

裁判所において強制執行の申立が受理された日の翌日から起算して6月以内（法テラスから実費の立替えを受けている場合にあっては、法テラスから援助の終結決定がされた日の翌日から起算して6月以内）

(5) ADR申立等経費補助

区分A（初回段階）：当該ADRの申立（申込）を受理された日または第1回期日を実施した日のいずれか遅い日の翌日から起算して6月以内

区分B（成立段階）：当該ADRの合意（和解等）の成立が確定した日の翌日から起算して6月以内

2 前項の申請書には、補助区分ごとに別表1から別表5までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等により確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

3 前項の申請書には、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第6条 知事は、交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは、交付を決定するものとし、その決定の内容を交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により審査した結果、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、理由を付して、滋賀県養育費履行確保等事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 本補助金の実績報告書および添付書類は、本補助金の交付申請をもって代えるものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条第1項の規定による通知を受領した場合において、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に滋賀県養育費履行確保等事業補助金交付申請取下書（様式第5号）により申請の取下げをすることができる。

（決定の取消し）

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

（補助金の返還）

第10条 申請者は、知事が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、知事の定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

（標準事務処理期間）

第11条 この補助金の標準事務処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 知事は、補助金の交付の申請が到達してから（申請内容を補正するための期間は除く）30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定または補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- (2) 知事は、補助金の額を確定したときは、確定した日の翌日から起算して30日以内に申請書に記載された口座に補助金を振り込み、交付するものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 申請者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第13条 申請者は、第5条の規定による交付の申請、第7条の規定による実績報告、第12条の規定による消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については知事が別に定めるものとする。

#### 附則

この要綱は、令和6年7月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

滋賀県養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱は廃止する。

滋賀県養育費の保証契約締結促進補助金交付要綱は廃止する。

この要綱は、令和7年11月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

補助区分	公正証書作成等経費補助
補助対象者（第4条関係）	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>ア 滋賀県内の町に住所を有し、交付申請時においてひとり親等である者</p> <p>イ 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者</p> <p>ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</p> <p>エ 養育費の取決めに係る経費を負担した者</p> <p>オ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者</p> <p>カ 過去に養育費の取決めを交わした同内容の文書に係る地方公共団体等による同趣旨の補助金等の交付を受けていない者</p>
補助対象経費（第4条関係）	<p>ア 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定める公証人が受け手数料（養育費の取決めに係る部分に限る。）および送達に要する費用</p> <p>イ 公証役場に提出する戸籍謄本等の書類の取得に要する費用</p> <p>ウ 離婚に係る調停申立てまたは裁判に要する収入印紙代（養育費の取決めに係る部分に限る。）、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得経費。ただし、別表第2または別表第4により補助の対象となる経費を除く。</p>
補助上限額（第4条関係）	3万円
申請書に添付する資料（第5条関係）	<p>ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）</p> <p>イ 補助対象となる経費の領収書等の写し（申請者が負担した費用に限る。）</p> <p>ウ 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化したものに限る。）の写し</p> <p>エ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）</p> <p>オ 児童扶養手当証書の写し（受給していない場合は※1の書類）。</p> <p>カ その他知事が必要と認めるもの</p>

別表2

補助区分	養育費請求調停申立等経費補助
補助対象者（第4条関係）	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>ア 滋賀県内の町に住所を有し、交付申請時においてひとり親等である者</p> <p>イ 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者</p> <p>ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</p> <p>エ 離婚後に養育費請求調停の申立を行い、それに要する経費を負担した者</p> <p>オ 過去に同一の児童を対象として、養育費請求調停の申立に係る地方公共団体等による同趣旨の補助金等の交付を受けていない者</p>
補助対象経費（第4条関係）	<p><b>法テラスから実費の立替えを受けていない場合</b></p> <p>ア 養育費請求調停申立に要する弁護士費用（着手金に限る）</p> <p>イ 養育費請求調停申立に要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得経費</p> <p><b>法テラスから実費の立替えを受けている場合</b></p> <p>ア 法テラスへの償還金のうち前記アおよびイに係るもの</p>
補助上限額（第4条関係）	10万円
申請書に添付する資料（第5条関係）	<p><b>法テラスから実費の立替えを受けていない場合</b></p> <p>ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）</p> <p>イ 補助対象となる経費の領収書等の写し（申請者が負担した費用に限る。）</p> <p>ウ 養育費請求調停申立を裁判所が受理したことが確認できる書類</p> <p>エ 弁護士委任契約に係る契約書の写し（弁護士費用に係る補助を申請する場合に限る。）</p> <p>オ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）</p> <p>カ 児童扶養手当証書の写し（受給していない場合は※1の書類）。</p> <p>キ その他知事が必要と認めるもの</p>

### 法テラスから実費の立替えを受けている場合

- ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）
- イ 養育費請求調停申立を裁判所が受理したことが確認できる書類
- ウ 法テラスの援助開始決定通知
- エ 法テラスの援助終結決定通知
- オ 法テラスへ償還した金額が確認できる書類
- カ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- キ 児童扶養手当証書の写し（受給していない場合は※1の書類）。
- ク その他知事が必要と認めるもの

別表3

補助区分	養育費保証契約締結経費補助
補助対象者 (第4条関係)	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>ア 滋賀県内の町に住所を有し、交付申請時においてひとり親等である者</p> <p>イ 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者</p> <p>ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</p> <p>エ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者</p> <p>オ 過去に養育費保証契約に係る助成金、または他自治体もしくは団体等からの補助金、給付金等を交付されていない者</p>
補助対象経費 (第4条関係)	養育費の取決めの対象となる児童について初めて保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が初回に負担する経費
補助上限額 (第4条関係)	5万円
申請書に添付する資料 (第5条関係)	<p>ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）</p> <p>イ 補助対象となる経費の領収書等の写し（申請者が負担した費用に限る。）</p> <p>ウ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のものに限る。）の写し</p> <p>エ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）</p> <p>オ 児童扶養手当証書の写し（受給していない場合は※1の書類）。</p> <p>カ その他知事が必要と認めるもの</p>

別表4

補助区分	養育費強制執行申立等経費補助
補助対象者 (第4条関係)	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>ア 滋賀県内の町に住所を有し、交付申請時においてひとり親等である者</p> <p>イ 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者</p> <p>ウ 未払養育費に係る強制執行申立を行い、それに要する経費を負担した者</p> <p>エ 養育費の決めの対象となる児童を現に扶養している者</p> <p>オ 過去に同一の児童を対象として、養育費に係る強制執行の申立に係る地方公共団体等による同趣旨の補助金等の交付を受けていない者</p>
補助対象経費 (第4条関係)	<p><b>法テラスから実費の立替えを受けていない場合</b></p> <p>ア 未払の養育費に係る強制執行申立に要する弁護士費用（着手金に限る）</p> <p>イ 未払の養育費に係る強制執行申立に要する収入印紙代、郵便切手代、戸籍謄本等添付書類取得経費</p> <p><b>法テラスから実費の立替えを受けている場合</b></p> <p>ア 法テラスへの償還金のうち前記アおよびイに係るもの</p>
補助上限額 (第4条関係)	10万円
申請書に添付する資料 (第5条関係)	<p><b>法テラスから実費の立替えを受けていない場合</b></p> <p>ア 申請者および養育費の決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）</p> <p>イ 補助対象となる経費の領収書等の写し（申請者が負担した費用に限る。）</p> <p>ウ 未払の養育費に係る強制執行申立を裁判所が受理したことが確認できる書類</p> <p>エ 弁護士委任契約に係る契約書の写し（弁護士費用に係る補助を申請する場合に限る。）</p> <p>オ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）</p> <p>カ 児童扶養手当証書の写し（受給していない場合は※1の書類）。</p> <p>キ その他知事が必要と認めるもの</p>

**法テラスから実費の立替えを受けている場合**

- ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）
- イ 未払の養育費に係る強制執行申立を裁判所が受理したことが確認できる書類
- ウ 法テラスの援助開始決定通知
- エ 法テラスの援助終結決定通知
- オ 法テラスへ償還した金額が確認できる書類
- カ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）
- キ 児童扶養手当証書の写し（受給していない場合は※1の書類）。
- ク その他知事が必要と認めるもの

別表5

補助区分	ADR申立等経費補助
補助対象者 (第4条関係)	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>ア 滋賀県内の町に住所を有し、交付申請時においてひとり親等である者</p> <p>イ 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者</p> <p>ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者</p> <p>エ 弁護士会または法務大臣認証ADR事業者が実施するADRに係る経費を負担した者</p> <p>オ 過去に同一の児童を対象として、ADRに係る地方公共団体等による同趣旨の補助金等の交付を受けていない者</p>
補助対象経費 (第4条関係)	<p>区分A：初回段階</p> <p>ア 申立料（申込料）、依頼料</p> <p>イ 第1回期日に係る期日手数料</p> <p>ウ 成立手数料に相当する費用（第1回期日で合意が成立した場合に限る）</p>
	<p>区分B：成立段階</p> <p>ア 前号と同一のADRにおいて合意成立（和解等）に至った場合に限り、第2回目以降の期日手数料に相当する費用</p>
	<p>対象外経費</p> <p>会場賃借料、交通費・宿泊費、飲食費、通信費、託児費、書類作成の代行費、申請者の都合により実施に至らなかった手続に係る費用、その他知事が不適当と認める経費</p>
補助上限額 (第4条関係)	<p>区分A：上限2万円</p> <p>区分B：上限3万円（区分Aとの合計上限5万円）</p> <p>※同一児童につき、区分A・区分Bそれぞれ1回限り。</p>
申請書に添付する資料（第5条関係）	<p>ア 申請者および養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本または戸籍抄本（原則申請日から1か月以内に交付されたもの）</p> <p>イ 補助対象となる経費の領収書等の写し（申請者が負担した費用に限る。）</p> <p>ウ 振込先口座を確認できる書類（通帳の写し等）</p> <p>エ 児童扶養手当証書の写し（受給していない場合は※1の書類）。</p> <p>オ その他知事が必要と認めるもの</p>

	<p><b>区分Aに特有の添付書類</b></p> <p>カ 弁護士会または認証ADR事業者が受理したことが確認できる書類（申込受理通知、受付メール等）</p> <p>キ 第1回期日を実施したことが確認できる書類（開催通知、期日録等）</p> <p><b>区分Bに特有の添付書類</b></p> <p>カ 合意成立が確認できる書面（合意書、成立証明、和解条項等）</p>
--	---

※1 (所得確認関係書類)

- ① 世帯全員の住民票の写し
- ② 市町村長の課税証明書（申請者の前年の所得額、扶養義務者等の有無および数、ならびに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族および特定扶養親族の有無および数が確認できるもの。）

※1月から9月までの間に申請する場合は前々年の所得額とする。

※非課税の場合は非課税証明書

- ③ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合：
  - ア 「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」（様式第2号）
  - イ 当該扶養親族の前年の所得額に関する市町村長の課税証明書